

## 議第三十三号議案

### 埼玉県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例

埼玉県迷惑行為防止条例（昭和三十八年埼玉県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「県民生活」を「県民及び滞在者の生活」に改める。

第二条の見出しを「粗暴行為の禁止」に改め、同条第四項を削り、同条の次に次の一条を加える。

（卑わいな行為の禁止）

第二条の二 何人も、正当な理由がないのに、人を著しく羞恥させ、又は人に不安を覚えさせるような方法で、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

一 公共の場所又は公共の乗物において、人の身体に直接又は衣服の上から触れること。

二 次のいずれかに掲げる場所又は乗物における人の通常衣服で隠されている下着又は身体を写真機その他の機器（以下この号において「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置すること。

イ 住居、便所、浴場、更衣室その他人が通常衣服の全部又は一部を着けない状態でいるような場所

ロ 公共の場所、公共の乗物、教室、事務所、タクシーその他不特定又は多数の者が出入りし、又は利用するような場所（イに該当する場所を除く。）又は乗物

三 前二号に掲げる行為のほか、他人に対し、公共の場所又は公共の乗物において卑わいな言動をすること。

第七条第一項中「異性の客」を「客」に改める。

第十二条第一項中「第十条の規定に違反した者」を「次の各号のいずれかに該当する者」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第二条の二の規定に違反した者

二 第十条の規定に違反した者

第十二条第二項中「次の各号のいずれかに該当する者」を「第四条の規定に違反した者」に改め、同項各号を削る。

第十三条第二項第一号中「第二条第一項から第三項まで」を「第二条」に改める。

### 附 則

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

令和二年十二月十日提出

埼玉県議会議員

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

岡 金 岡 岡 村 平 柿 八 杉 江 松 並 石 井 醍 鈴  
野 野 村 松 沼 子 田 原 坂 木 川 上 醐 木  
重 桃 ゆり 大 貴 朋 茂 久 喜 正 忠 義 航 清 正  
夫 子 子 佑 志 弘 実 美 子 浩 年 義 航 清 人

提案理由

盗撮行為等に係る規制場所を拡大するとともに、卑わいな行為に対する罰則を強化する等したいので、この案を提出するものである。